

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1. 事業者概要

事業者名称	介護老人保健施設 ハートフル田無
事務所の所在地	東京都西東京市向台町 2-16-22
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 新井 浅浩
設立年月日	平成11年 4月16日
電話・FAX番号	電話：042-468-5166 FAX：042-468-5288
実施しているその他の事業	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ハートフル田無訪問看護ステーション
事業所の種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所番号	東京都 1365490091
所在地	東京都西東京市向台町 2-16-22
電話番号	電話：042-497-4567 FAX：042-468-5288
開設年月日	平成27年 4月1日
管理者の氏名	武内 昭子
サービス提供地域	西東京市（西東京市近隣地域は要相談）

3. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
保健師	0名	0名	0名	0名
看護師	4名	0名	2名	0名
准看護師	0名	0名	0名	0名
理学・作業・言語療法士	0名	3名	0名	2名

4. 営業日・時間

営業日	月～金（土曜、日曜、祝日は要相談）
営業時間	9:00～17:30
休日	土・日曜日、祝日
その他の休日	年末年始（12/31～1/3 但し、その年により変動あり）
連絡体制について	利用者の希望に応じて、24時間電話による連絡体制あり

5. 事業の目的及び方針

介護保険法等の関係法令及び契約書に従い、利用者様がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指し、快適な在宅療養ができることを目的として訪問看護サービスを提供します。

6. 訪問看護の提供方法

- (1) 利用者が主治医に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。
理学療法士等による訪問は「看護業務の一環としてのリハビリテーション」を看護師の代わりに行うという位置づけです。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。
- (5) サービスの提供につきましては、当事業所の事情により、担当者や日時の変更が生じることがあります。その場合は、ご利用者様の了解の上変更致します。また、主治医や介護支援専門員に連絡致します。

7. 訪問看護の内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸の測定、病状の観察と相談）
- (2) 日常生活の看護（入浴・清拭・洗髪のカケア・排泄のカケア・褥瘡予防・服薬管理）
- (3) 療養生活や介護方法の指導
- (4) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (5) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (6) リハビリテーション（機能訓練、日常生活動作訓練、介助方法指導、住宅改修、福祉用具アドバイス等）
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

8.利用料

(1) 介護保険の場合

<看護師が行う訪問看護>

提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	訪看I1	314単位	347円	694円	1,041円
20分以上30分未満	訪看I2	471単位	521円	1,041円	1,562円
30分以上1時間未満	訪看I3	823単位	910円	1,819円	2,729円
1時間以上1時間30分未満	訪看I4	1128単位	1,247円	2,493円	3,740円
定期巡回		2961単位	3,272円	6,544円	9,816円

<准看護師が行う訪問看護>

提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	訪看I1・准	283単位	313円	626円	939円
20分以上30分未満	訪看I2・准	424単位	469円	937円	1,406円
30分以上1時間未満	訪看I3・准	741単位	819円	1,638円	2,457円
1時間以上1時間30分未満	訪看I4・准	1015単位	1,122円	2,243円	3,365円

<理学療法士、作業療法士、言語療法士が行う訪問看護>

提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	訪看I5	294単位	325円	650円	975円
40分未満	訪看I5	588単位	650円	1,300円	1,950円
60分未満	訪看I5・2超	795単位	879円	1,757円	2,636円

※請求書・領収書への数量欄には、40分サービスの場合×2回/日、60分サービスの場合×3回/日の計算で記載されます。60分サービスにつきましては、20分294単位×90/100×3単位の計算となります。

※基本単位数に地域区分11.05を乗じた額が基本療養費となります。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
夜間・早朝加算※1	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)にサービスを提供する場合	上記基本利用料の25% (基本単位数の25%)
深夜加算※1	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50% (基本単位数の50%)

※1) 緊急訪問 2回目から算定

加算の種類	加算の要件	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算※2	30分未満	254単位	281円	562円	842円
複数名訪問加算※2	30分以上	402単位	444円	889円	1,333円
長時間訪問看護加算※3	90分以上	300単位	332円	663円	995円
緊急時訪問看護加算※4	毎月1回のみ	600単位	663円	1,326円	1,989円
特別管理加算(Ⅰ)※5	毎月1回のみ	500単位	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算(Ⅱ)※6	毎月1回のみ	250単位	277円	553円	829円
初回加算(Ⅰ)※7	退院日	350単位	387円	774円	1,161円
初回加算(Ⅱ)※8	開始月	300単位	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	該當時のみ	600単位	663円	1,326円	1,989円
ターミナルケア加算	該當時のみ	2500単位	2,763円	5,525円	8,288円
看護体制強化加算	毎月1回のみ	300単位	332円	663円	995円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250単位	277円	553円	829円
サービス提供強化加算	1回につき	6単位	7円	14円	20円
処遇改善加算	ご利用総計単位数に1.8%を乗じた単位数				

※2) 同時に複数の看護師等が訪問した場合(1回につき)。

※3) 特別な管理を必要とする利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合。

※4) 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応する場合。

※5) 特別な管理を必要とする利用者(気管カニューレ、留置カテーテル、胃瘻など)

※6) 特別な管理を必要とする利用者(ストマ、人工膀胱、在宅酸素、真皮を超える褥瘡、点滴注射3日以上など)

※7) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者で、退院または退所した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合。

※8) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者で、退院または退所した日以外に看護師が初回の訪問看護を行った場合。

※7、※8については、入院等により過去2か月サービス提供を受けていない場合は、再開時に算定します。

また、要支援から要介護(逆の場合も)に変更の時にも算定します。

【医療保険適用となる場合】

主治医（介護老人保健施設の医師を除く）が、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（特別指示書の交付）を行った場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の対象となるため、この間介護保険の訪問看護は利用できません。

(2) 介護予防（要支援）の場合

<看護師が行う訪問看護>

提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	予訪看I1	303単位	335円	670円	1,005円
20分以上30分未満	予訪看I2	451単位	499円	997円	1,495円
30分以上1時間未満	予訪看I3	794単位	878円	1,755円	2,632円
1時間以上1時間30分未満	予訪看I4	1090単位	1,205円	2,409円	3,614円

<准看護師が行う訪問看護>

提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	予訪看I1・准	273単位	302円	604円	905円
20分以上30分未満	予訪看I2・准	406単位	449円	898円	1,346円
30分以上1時間未満	予訪看I3・准	715単位	790円	1,580円	2,370円
1時間以上1時間30分未満	予訪看I4・准	981単位	1,084円	2,168円	3,252円

<理学療法士、作業療法士、言語療法士が行う訪問看護>

提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	予訪看I5	284単位	314円	628円	942円
40分未満	予訪看I5	568単位	628円	1,256円	1,883円
60分未満	予訪看I5・2超	426単位	471円	942円	1,413円

※請求書・領収書への数量欄には、40分サービスの場合×2回/日、60分サービスの場合×3回/日の計算で記載されます。60分サービスにつきましては、20分284単位×50/100×3単位の計算となります。

※基本単位数に地域区分11.05を乗じた額が基本療養費となります。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額的全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

介護保険の利用料【加算】に準じた金額となります。

(3) 介護保険適応外利用料

＜その他の利用料＞

死後の処置料	営業時間内	10,000 円
	営業時間外	15,000 円
キャンセル料	※1	自己負担分
衛生材料		本人負担
交通費	(通常実施地域を超える場合)	1 km 当たり 20 円

※1 ご利用者様のご都合により、キャンセルをされる場合は原則として、前日までにご連絡下さい。当日キャンセルの場合は、上記キャンセル料をお支払いいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

※訪問看護指示書の発行につきましては、医療機関での負担があります。

(3000 円 1割 300 円 2割 600 円 3割 900 円)

※領収書の再発行は出来ませんので大切に保管ください。

(4) 支払い方法

銀行口座振替・自動払込となります。ゆうちょ銀行、りそな銀行以外の他銀行を利用する場合は引落手数料 165 円がご利用金額に加算されます。利用した翌月、12 日までに前月分の請求書を送ります。ゆうちょ銀行およびりそな銀行は 20 日の振替日となります。他銀行の場合は 22 日の振替日となります。振替日が、土日祝祭日と重なる場合には翌営業日となります。振替日前日までに口座にご入金下さい。領収書は入金確認後、翌々月の請求書に同封いたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求め等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時における対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故等発生した場合は【訪問看護契約書】第 10 条に記載されている通りとなります。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 042-468-5166 FAX 042-468-5288 担当者 武内 昭子 受付時間 9:00 ~ 17:50 *担当者が不在の場合は介護支援専門員、支援相談員が対応致します。
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	西東京市 健康福祉部 高齢者支援課 認定相談係	電話番号 042-420-2816
	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	電話番号 03-6238-0177

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問看護職員に周知徹底をします。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
 - (3) 訪問看護職員に虐待を防止するための研修を定期的実施します。
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- ・サービス提供中に、当該事業所訪問看護職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを地域包括支援センター又は市町村に通報します。

13. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
 - (2) 利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。
 - ①訪問看護職員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ②訪問看護職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③訪問看護職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）
- 上記内容があった場合、契約を解除する場合があります。

14. 感染症対策の強化・衛生管理

事業所は訪問看護職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともにその結果について、訪問看護職員に周知徹底をします。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、訪問看護職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は訪問看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに実施内容を記録します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。
- (3) 事業所は、東京都訪問看護ステーション・西東京支部に加盟しており、災害時及び感染症の発生に伴い、各事業所の運営が困難な状況となった場合、協力支援を行うものとします。

16. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

17. サービスの終了

【 訪問看護契約書 】 第10条に記載の通りとなります。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いやご利用様のご家族への訪問看護の提供を行うことができませんので、あらかじめご了解下さい。
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

以上、重要事項の説明とします。